

令和2年第8回八街市教育委員会定例会議事日程

令和 2年 8月27日(木)
午後 1時30分 団体研修室

定例会

第1 教育長開会宣言

第2 議事録署名人の指定

第3 教育長報告

第4 議 題

(1) 前回議事録の承認について

(2) 議決事項

議案第1号 令和3年度八街市立幼稚園園児の募集について

議案第2号 成年年齢引き下げに伴う成人式アンケート結果について

議案第3号 八街市一般会計教育費予算の補正について

議案第4号 教育委員会事務事業の点検及び評価について

(3) 報告事項

第1号報告 八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則及び
八街市学校給食費収納事務取扱要綱の一部を改正する告示について

第5 その他

(1) 各課等からの伝達事項

八街市教育委員会議事録

令和2年第8回定例会

期 日 令和2年8月27日(木)
開会 午後 1時20分
閉会 午後 2時25分

場 所 団体研修室

教育長及び	教 育 長	加曾利 佳 信
出席委員	教育長職務代理者	山 田 良 子
	委 員	大 西 昭
	委 員	並 木 光 男
	委 員	本 田 純 子

出席職員	教 育 次 長	関 貴美代
	教育総務課長	井 口 安 弘
	学校教育課長	鈴 木 浩 明
	社会教育課長兼中央公民館長兼郷土資料館長	小 川 正 一
	スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長	秋 葉 忠 久
	図書館長	中 澤 ゆかり
	学校給食センター所長	加 藤 房 美
	教育総務課副主幹(事務局)	宮 澤 美知子

1. 教育長開会宣言

○教育長

ただいまから、令和2年第8回八街市教育委員会定例会議を開会します。

本日の出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

2. 議事録署名人の指定

○教育長

議事録署名人に本田委員と私、加曾利を指定します。

3. 教育長報告

○教育長

教育長報告を関教育次長よりお願いします。

○教育次長

報告の前に、前回定例会の中で、教育長報告について議題とするのか、との話がありましたが、課内で協議した結果、委員のご指摘どおり教育長報告は議題にはあたらないとの話でまとめ、この会議から、議題の前に教育長報告を行うこととなりましたのでお知らせします。

それでは、7月17日から8月26日までの教育長が出席した主な行事についてご報告いたします。資料の1ページをご覧ください。

7月21日 特別会議室にて、臨時庁議に出席しました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（国の第2次補正後）の活用について審議しました。

7月29日 市内小・中学校13校を北村市長と訪問しました。児童・生徒の様子や各学校での新型コロナウイルス感染症対策を視察しました。

7月30日 市内小・中学校を山本県議と訪問しました。児童・生徒の様子や各学校での新型コロナウイルス感染症対策を視察しました。

8月4日 八街市議会議場にて、臨時議会に出席しました。提出議案は全部で3議案あり、教育委員会関係が主なものです。内容については、小、中学校 ICT 環境整備事業関係の契約。補正予算として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、施設のトイレ改修及び学校保健特別対策事業費を計上し、全て承認されました。

8月7日 中央中学校にて、臨時校長会に出席しました。先の臨時議会にて承認いただいた件について、報告しました。

8月11日 特別会議室にて、第17回八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席しました。

同日 教育長室にて、教育委員会臨時会議に出席しました。市内小学校児童の新型コロナウイルス感染の報告及び対応について承認されました。

8月19日 大会議室にて、教育委員会臨時会議に出席しました。臨時休校による授業日数の確保のため、冬休みの短縮等について承認されました。

8月20日 大会議室にて、第18回八街市新型コロナウイルス感染症対策本部会議に出席しました。

8月21日 中央中学校にて、臨時校長会に出席いたしました。内容については、令和2年度の各小・中学校における修学旅行等の宿泊行事の実施について協議しました。

その他は紙面にて報告に代えさせていただきます。以上です。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの報告に対し、ご質問等ありましたらお願いします。

<質疑なし>

4. 議題

(1) 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りいたします。

7月16日に開催しました第7回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしてありますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認めますので、当該議事録を承認いたします。

(2) 議決事項

○教育長

続いて、議決事項を議題とします。初めに、

・議案第1号 令和3年度八街市立幼稚園園児の募集についてを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第1号についてご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

八街市立幼稚園管理規則第18条の規定により、八街市教育委員会は令和3年度の八街市立幼稚園園児募集について、次のとおり公告してよろしいかご審議願います。

対象者は、平成28年4月2日から平成29年4月1日生まれの幼児です。募集する幼稚園と定員ですが、八街第一幼稚園は90名、川上幼稚園と朝陽幼稚園は、それぞれ30名です。5歳児については、各園定員に達していないため、随時受け付けています。

募集のスケジュールは、10月15日木曜日から各市立幼稚園または学校教育課にて願書を配布し、10月29日（木）10月30日（金）の2日間、午前9時から午後5時までの期間に、希望する幼稚園で願書の受付を行います。なお、第一幼稚園については、午前9時半からの受付となります。また、定員を超えた場合は抽選とし、定員に満たない場合は、随時受け付けるものとします。10月1日発行の広報やちまた及びホームページで募集案内を掲載し市民の皆様に周知する予定です。説明は以上です。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は、発言願います。

<質疑等なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第1号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

次に、

・議案第2号 成年年齢引き下げに伴う成人式アンケート結果について事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

午前中の訪問では色々ありがとうございました。

議案第2号 成年年齢の引き下げに伴う成人式アンケート結果についてを説明します。資料の「調査報告書」をご覧ください。

民法の一部改正に伴い2022年、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

現在は、毎年1月に成人式を開催しておりますが、引き下げに伴い本市の成人式を18歳で開催するのか、今までどおり20歳で開催するのか「成人式」のあり方を検討しました。

検討する材料として、市民の幅広い年齢層からのご意見をお聞きしたいと考え、ホームページ上で無記名によるアンケート調査を5月25日から6月30日まで実施しました。

アンケートの周知方法として、ホームページに掲載、ツイッターによるPRと併せて、現在の高校1年生が18歳になる4月に民法改正が施行されるので、市内2つの高等学校の1年から3年までの全生徒にQRコード付きのチラシを配布し、スマートフォンで読み取り、ホームページで回答できるように各学校に依頼しました。

それでは、アンケートの結果についてご報告します。表紙をご覧ください。4番の回答状況ですが、総数676名の方々から回答をいただきました。

1ページをご覧ください。

(問1)では男女別を聞いております。男性205名、女性471名で女性からの回答が70%を占めています。

次に(問2)では年代別を聞いております。40歳代が25%と成人該当者より保護者の方々が関心を持たれた印象にあります。

2ページをご覧ください。

(問3)では成人式の対象年齢を聞いております。20歳が560人と全体の83%と圧倒的に20歳の結果となっています。

(問4)では20歳開催の理由を聞いております。「成年年齢引き下げでも全ての法定年齢が引き下げられないため」が244人で43%を占めており、次に「18歳は進路決定の大事な時期で、式典に参加するのは難しいから」が199人で35%となっています。

3～4と5ページ上段をご覧ください。

(問5)では20歳を対象とする理由を聞いております。多かった理由として、「高校在学中は成人とは言えない」、「飲酒、喫煙は20歳からなので20歳が大人としての区切り」、「18歳で成人式を実施すると進路及び進学が重なり金銭的な負担が大きい」となっています。

5ページをご覧ください。

下段、(問6)では式典の名称を聞いております。「20歳を祝う会」43%と次いで「20歳を祝う成人の集い」が35%となっています。

6ページをご覧ください。

(問7)ではその他の式典名称を聞いております。一番多かったのが「成人式」を引き続き使用する回答となっています。

(問8)では18歳成人式と答えた方に聞いております。「法律で定められた成年年齢に合わせるべきだから」が79人、51%となっています。

7ページをご覧ください

(問9)では18歳を対象とする理由を聞いております。「18歳が成年とするなら式典も18歳で行う」、「早めに大人としての自覚を持たせたい」などの回答となっています。

7ページ下段から13ページをご覧ください。

(問10)では色々な意見をいただいております。従来どおり「20歳の式典が良い」との意見が多くありますが、少数意見として「式典自体必要なし」、「式典時間の短縮」との意見もありました。

最後になりますが、14ページをご覧ください。

市内の2高校の全生徒に配布したQRコード付きのチラシになります。このアンケート結果を基に事務局としては、成年年齢の引き下げ後も20歳になる年度に成人式を開催したいと考えております。

なお、7月29日に開催された社会教育委員会議で、その旨を承認をいただいたことを報告します。以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明は、成年年齢引き下げに伴う成人式についてアンケート結果と、これを受けて、名称はまだこれから決めることとなりますが、八街市教育委員会としては、20歳で成人の式典を行うという方向性が示されましたが、これについてご質問等のある委員は、発言願います。

○委員

アンケートの結果については、とても興味深く拝見しました。本音を書いている人や建前を書いている人など、いろいろな人がいるようです。本音を書いている人が多いように見受けられました。

ただ、今ではアンケートが終わっているため、こんな考え方があると思って聞いていただければと思いますが、このアンケートは、社会教育課が「やる」ことを前提としたアンケートになっていますね。この機会に行うアンケートなら、一番先に聞くのは、式典を「やる」のか「やらない」のかをまず聞くべきだと思います。「やらない」という意見の人がどれくらいの人数いるのかも把

握すべきだと思えます。また、アンケートの採り方次第で、結果が導き出されてしまうような気がします。

○教育長

アンケートの採り方についてのご意見を頂きました。

他に質問や意見等ありましたらお願いします。

○委員

式典の名称がいろいろあっていますが、名称はどのように決めますか。

○社会教育課長

八街の成人式は、成人該当者による実行委員会形式をとっています。市内4中学校で20名ほどの実行委員を選出しています。その中で名称等も決定できれば良いかと思っています。また、アンケートの結果についても提案しようと考えています。

○委員

わかりました。

○教育長

今年度の式典について、事務局で説明をお願いします。

○社会教育課

これまでは中央公民館に該当者を一同に集めて式典を行っておりましたが、今年度の式典につきましては、今後コロナウイルス感染症拡大防止を考えなければなりません。先日、実行委員会が行われ、実行委員には承認を得ましたが、三密が予想されるので、それを避けるため今年度の式典は、中央公民館とスポーツプラザの2会場で、中学校を分離して開催したいと考えております。

中央公民館は八街中と北中の成人該当者を集め、スポーツプラザは中央中と南中の成人該当者を集め、それぞれ約300名ほどの該当者がおりますので、2つに分けて開催したいと思えます。また、今後状況が変わり悪化する場合は、4中学校区毎に変更する事も考えております。あるいは、オンラインによる開催も検討しなければいけないとも考えています。ただ、今現在は、2校ずつ2箇所での分離開催を考えております。

○教育長

アンケートとは別に、今年度の式典はコロナウイルス感染症拡大防止で検討しているとの事ですね。この件を含めて、質問等ございますか。

○委員

式典の名称は、実行委員会で考え決めるということですが、一度決めたらそのまま続くと思えます。代表の実行委員は、名称を決める事についてそこまで深く考えてはいないのではないかと思います。名称を考えるのは、もう少し広

く深く考えた方が良いのではないかと思います。大人の方の意見や若者の意見などいろいろな意見を集めて検討しても良いと思います。いろいろな意味で、実行委員には責任が重いと感じました。

○社会教育課長

委員が話されたとおり、実行委員が決めるのには荷が重いということもあるため、今後、いろいろな方々に意見を聞き検討していきたいと思います。

○教育長

他に何かございますか。

<質問等なし>

○教育長

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第2号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

次に、

・議案第3号 一般会計教育費予算の補正について、事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、議案第3号一般会計教育費予算の補正についてご説明します。

令和2年度八街市一般会計補正予算書6ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正 外国語指導助手派遣業務については、複数年契約をするにあたり債務負担行為を追加するものです。期間は、令和2年度から令和5年度までで、1億3千2百万円を限度額とするものです。

引き続き、歳入についてご説明します。

補正予算書の13ページをご覧ください。

16款国庫支出金 2項国庫補助金 6目教育費国庫補助金は、補正前の額に2百23万6千円を増額し補正後の額を3億1千7百55万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

学校保健特別対策事業費補助金73万6千円の増は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う市内小中学校5月1日現在の児童数4,333人に340円を乗じた対象経費の2分の1が補助額となります。

教育支援体制整備事業費交付金150万円の増は、新型コロナウイルス感染症

対策に伴う市立幼稚園1園50万円の補助金3園分となります。

○教育総務課長

続きまして、補正予算書の33ページをご覧ください。

歳出 9款 教育費 1項 教育総務費 2目 事務局費につきましては、補正前の額に526万3千円を増額し、補正後の額を3億2千341万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

特別職人件費44万5千円の減額は、八街市議会 6月定例会で可決成立した「令和2年6月及び12月に支給する八街市特別職の職員の期末手当の特例に関する条例」の施行により、教育長の本年6月と12月の期末手当の支給額が10%減額されるため、特別職手当と、期末手当の支給額に基づき算定される共済組合負担金を減額するものです。

次に、一般職人件費570万8千円の増額は、4月1日付けの人事異動により、学校教育課 指導主事が1名増となったため、給料、職員手当等及び共済費を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、34ページをご覧ください。

2項小学校費 2目教育振興費について、補正前の額から402万3千円を減額し、補正後の額を5億3千932万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。小学校教育振興費 402万3千円の減額は、小学校児童ロードレース大会が新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことから10節消耗品10万7千円の減額と、13節使用料及び賃借料391万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種事業が中止になった事によるバスの借上料39台分の減額です。

3項中学校費 2目教育振興費について、補正前の額から18万6千円を減額し、補正後の額を3億2千259万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。中学校教育振興費 18万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各種事業が中止になった事によるバスの借上料4台分の減額です。

○教育総務課長

続きまして、4項 幼稚園費 1目 幼稚園費につきましては、補正前の額から244万3千円を減額し、補正後の額を1億9千万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費244万3千円の減額は、幼稚園教諭1名が年度途中で育児休業となり、育児休業中の当該職員は無給となるため、

支給しないこととなる給料及び職員手当等、負担する必要がなくなる共済費を減額するものです。

35ページをご覧ください。

なお、再任用職員社会保険料については、4月1日付け人事異動に伴う再任用職員の任用により、当該職員1名分の全国保険協会の健康保険料を増額するものです。

○社会教育課長

続きまして、5項 社会教育費 1目 社会教育総務費について、ご説明いたします。補正前の額に37万9千円を減額し、補正後の額を1億1千159万円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。社会教育振興費20万円の減額は、7節報償費 講師等謝礼で、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、家庭教育学級及び市民文化祭が中止による減額です。

次に、青少年健全育成費17万9千円の減額は、7節報償費 講師等謝礼、11節役務費 保険料、13節使用料及び賃借料 寝具等賃借料は、毎年、6月と10月に実施している通学合宿が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止による減額です。

次に、2目公民館費についてご説明いたします。補正前の額に134万を増額し、補正後の額を9千17万6千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費195万6千の増額は、4月1日付け人事異動による給料、職員手当等、共済費です。

次に36ページをご覧ください。

中央公民館管理運営費61万6千円の減額は、7節報償費 講師等謝礼は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、主催学習講座中止による減額です。

次に12節委託料 消防設備保守点検業務6万6千円は、防火対象物定期点検を実施しておりますが、消防長及び消防所長が検査し、特例要件に適合すると認められた建物は、3年以内に限り点検及び報告義務が免除され、令和2年2月から3年間の点検が免除になることから、今回、減額するものです。次に13節使用料及び賃借料 バス賃借料15万9千円は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため主催学習講座中止によるバス3台分の減額です。

○スポーツ振興課長

続きまして、6項保健体育費についてご説明します。

1目保健体育総務費につきましては、補正前の額に339万4千円を減額し補正後の額を9千88万4千円にするものです。

説明欄をご覧ください。一般職人件費311万8千円の増額につきましては、

4月1日付人事異動によるものです。

学校開放推進費 246万6千円の減額は、例年実施している八街北中及び八街南中のプール開放事業が、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした事による経費の減額です。

37ページをご覧ください。体育振興費397万円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第71回印旛郡市民体育大会の中止による食料費の減額及び八街市体育協会による活動補助金のうち当大会による活動補助金の62万4千円の減額、並びに第2回小出義雄杯八街落花生マラソン大会を令和3年度に延期した事による300万円の減額が主なものです。

郡市民体育大会運営費7万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第71回印旛郡市民体育大会の中止による本市が担当する柔道、弓道競技の大会の会場運営経費全額を減額するものです。

○学校教育課長

続きまして、2目学校保健費につきましては、補正前の額から30万7千円を減額し、補正後の額を5千901万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。学校保健管理費、30万7千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、プール事業を中止した事による11節 役務費水質検査手数料24万1千円の減額と、13節 使用料及び賃借料6万6千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、行事の中止によるバス借上料1台分の減額補正です。なお、学校保健特別対策事業費補助金73万6千円を歳入とするため、併せて一般財源と国県支出金の財源の組み替えをおこなうものです。以上です。

【質疑応答】

○教育長

ただいま、教育費予算の補正について、各担当課長より説明がありありましたが、これにつきまして、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第3号について、可決することに決定いたしました。

○教育長

次に、

・議案第4号 教育委員会事務事業の点検及び評価について、事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第4号についてご説明いたします。

資料5ページ及び配付の「点検及び評価の報告書」の冊子をご覧ください。

令和元年度に実施した教育委員会の全ての事務事業について、各担当課等より提出された第1次評価を基に、教育委員の皆様、第2次評価をしていただきました。その後、外部評価を外部評価員2名に依頼し、基準日である8月27日より前に評価をしていただきました。

以上により、全ての評価結果が纏まりましたので、本日、議案として上程させていただきます。

委員の皆様からいただいた意見につきましては、報告書5ページの「二次評価（教育委員）の意見等」に、外部評価者からいただいた意見につきましては、5ページ・6ページの「外部評価の意見等」に、それぞれ掲載させていただきました。

また、教育委員会評価と外部評価の結果につきましては、7ページから9ページまでの「事務事業評価一覧表」に掲載のとおりです。

令和元年度の教育委員会の事務事業につきましては、概ね適切に実施されたとの評価をいただきました。

教育委員会といたしましては、この評価結果に鑑み、本年度以降の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、この評価報告書は、本定例会で可決後、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき、市議会に提出するとともに、本市のホームページ等を通じて公開いたします。

説明につきましては、以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

【質疑応答】

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等のある委員は発言願います。

<質疑なし>

質疑がなければ、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしの声がありましたので、ご異議なしと認め、議案第4号について、可決することに決定いたしました。

(3) 報告事項

○教育長

次に、(3) 報告事項を議題とします。

それでは、第1号報告 八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について及び八街市学校給食費収納事務取扱要綱の一部を改正する告示について、事務局の報告をお願いします。

○学校給食センター所長

八街市学校給食費徴収規則の一部を改正する規則について及び八街市学校給食費収納事務取扱要綱の一部を改正する告示について、ご説明します。

6ページをご覧ください。前回定例会で9月分からの給食費の納期限を変更するための準備を進めていると伝えておりましたが、給食費の納期限変更につきましては、学校給食費の請求月を、給食配食月の末日から給食配食月の翌月に改めるため関係法令の改正を要することから、8月の法令審査会に上程し、審査を受け承認されましたので、今回これを報告するものです。

改正の内容は、6ページの第1号報告のとおりです。八街市学校給食センター徴収規則の一部を改正する規則についてを次のように改めます。

第3条 保護者は、給食費を配食月の翌月末日までに市の指定する金融機関に納付しなければならない。ただし、4月分の給食費については、6月末日までの納付とする。

こちらについての変更箇所は、「配食月の末日」を「配食月の翌月末日」に変更することと、「4月分の給食費については、当該月の翌月末日まで」を「4月分の給食費については、6月末日まで」に変更するものです。

次に、要項を改正する告示ですが、要綱の一部を次のように改めるものです。要綱の別記様式第2号第3号、こちらは、学校給食費口座振替依頼書の様式ですが、表中の振替日欄の「4月8月を除く」と記されているものを削除するものです。

規則の公布及び要綱の告示につきましては、8月21日としており、それぞれ公布日告示日より施行となっておりますので、本年9月分から適応となります。なお、保護者への周知方法につきましては、「給食費の納入について」のお知らせ文を児童生徒を通じて、明日28日以降に配付します。以上で説明を終わります。

○教育長

委員の皆様質問等あればお願いします。

○委員

第3条の改正点ですが、4月分の給食費については、改正前は当該月の翌月末までとなっていたということは、5月末ですよ。それを、これからは6月末にするとのことですが、兄弟の多い方や、2ヶ月分もまとめてとなると、口座振替などでまとめて引き下ろされることは、負担ではないのでしょうか。

○給食センター所長

改正前は、4、5月分を5月の末日を納期限としておりました。2ヶ月分はわかりませんので、支障は無いと思います。

○委員

4、5月分を6月末の支払いにした理由は何でしょうか。今までどおりの方がわかりやすかったのではないですか。

○給食センター所長

1ヶ月ずらす理由につきましてですが、今まで給食の請求については当月中旬に確定しておりました。8日間までは日割りで徴収となるので、それに満たない場合は給食費をお返ししておりました。また、去年の台風やコロナウイルス感染症拡大防止のために学校を休校にする事も多くなりました。

給食費の還付作業が多くなったこともあり、月末にきちんと確定したものを請求すれば、還付作業もなくなり、煩雑する事務の軽減になると考え、今回改正に至りました。

○教育長

1ヶ月分の給食費が確定したうえで、請求する形をとったということですね。

○給食センター所長

そのとおりです。

○委員

これが始まった月は、1ヶ月徴収しないということですね。

○教育次長

9月分の徴収から始まるので、9月分が10月に入金されます。

○委員

今までは9月分が9月に入金されていたのに、それがなくなりお金の動き等で困ることはないのですか。

○教育次長

1ヶ月づつずれますが、年間通しては変わりませんので、支障ありません。

○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

5. その他

(1) 各課等からの伝達事項

○教育長

他にご質問等はありませんか。

<質疑等なし>

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

閉会します。

(別紙)

教育長報告

令和2年7月17日～8月26日

日付	曜日	時間	場所	内容
7/17	金	15:00	印旛合同庁舎	第2回印教連定例常任委員会
〃	〃	16:00	〃	第2回印旛地区教育長会議
7/21	火	9:10	特別会議室	臨時庁議
〃	〃	18:00	中央公民館	第1回八街っ子サポート連絡協議会
7/22	水	14:00	中央公民館	令和2年度第1回八街市公民館運営協議会
7/27	月	9:30	大会議室	コミュニティースクール会議
7/28	火	13:30	〃	協働の町づくり推進本部会議
7/29	水	8:40	市内各小中学校	市長と各小中学校訪問(13校)
〃	〃	14:00	中央公民館	第2回八街市社会教育委員会会議
7/30	木	9:00	市内各小中学校	県議と小中学校訪問
〃	〃	13:30	中央中学校	第1回八街市中心身障害児童生徒教育支援委員会
7/31	金	10:00	大会議室	国際交流関係打合せ
8/3	月	9:10	特別会議室	庁議
8/4	火	10:00	八街市議会議場	臨時議会
〃	〃	13:30	市原市役所	教育三団体正副会長会議
8/7	金	13:30	中央中学校	臨時校長会
8/11	火	9:00	特別会議室	第17回八街市新型コロナウイルス感染症対策会議
〃	〃	10:30	教育長室	教育委員会臨時会議
8/19	水	9:00	大会議室	教育委員会臨時会議
〃	〃	14:45	大会議室	第18回八街市新型コロナウイルス感染症対策会議
8/21	金	13:00	中央中学校	臨時校長会
〃	〃	16:00	第1会議室	部課長会議
8/24	月	13:15	県庁	千教連要望書提出
8/25	火	13:30	特別会議室	指定管理者選定委員会
〃	〃	14:00	教育長室	北総教育事務所長来庁